



みどり
水土里ネット
明日の農村の夢を開く

亘理土地改良区

宮城県亘理郡亘理町字江下124 TEL 0223(34)1319 FAX 0223(34)7603
E-mail watat@theia.ocn.ne.jp URL <http://midorinet-watari.net>
土地改良区の現況 地区面積 4,420.87ha 組合員数 4,547人



令和6年度 施設見学会(山元町立山下第一小学校4年生児童)
令和6年8月29日(木)開催

あ い さ つ



理事長 日下正博

広報第33号の発行に当たり、皆様に一言ご挨拶申し上げます。

組合員並びに地域住民、及び各関係機関の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より本土地改良区の運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

初めに、令和6年1月1日に発生した能登半島地震で犠牲になられた方々にご冥福をお祈りするとともに、甚大な被害を受けられた方々に謹んでお見舞い申し上げます。能登地方では、一連の地震によりインフラが破壊され、通常生活に戻るまで長期の日数が必要とされていますが、一日も早い復旧復興を心よりお祈り申し上げます。

また、台風や梅雨前線の停滞による記録的な豪雨が相次ぎ、東北地方から北陸地方、九州地方と広い範囲で甚大な災害が発生しました。被災された方々に対しまして、心からお見舞い申し上げますと共に、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたします。当土地改良区においても関係両町と連携をとりながら、今後も、なお一層防災、減災対策に努めて参りたいと思います。

さて、用排水路の維持管理と街の美化を兼ねて実施しました第一次・二次除草作業につきまして、地域一体となった取り組みをいただき無事終了できましたことに対し厚くお礼申し上げます。

次に、国では、農政の根幹である「食料・農業・農村基本法」が改正され、法律の基本理念に「食料安全保障の確保」を新たに加え、農産物や農業資材の安定的な輸入を図るほか、農業法人の経営基盤の強化やスマート技術を活用した生産性の向上などに取り組むことが盛り込まれました。近年の土地改良区を取り巻く環境は、農業用施設の老朽化により、用排水路の管理に支障が生じているほか、資材価格や電気料金の高騰など、様々な課題に直面しており、組織運営の適正化や体制強化が求められているところです。

そういった中で、役職員一丸となり、組合員の負託に応えて参る所存ですので、当土地改良区の事業運営に対しまして、ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げますとともに、皆様の更なるご健勝をお祈り申し上げまして挨拶とさせていただきます。

令和6年 臨時総代会開催

令和6年臨時総代会が去る8月27日午前9時より、亘理土地改良区2階会議室において開催されました。

議長には第5区の太田 貞男総代が選出され、提出された議案が慎重審議の上、いずれも原案どおり可決されました。尚、提出された議案は次のとおりです。

- 第1号議案 土地改良財産処分の承認について
- 第2号議案 令和5年度 決算事業報告書の承認について
- 第3号議案 令和6年度 各種会計補正収支予算の承認について
- 第4号議案 役員補欠選挙について



理事長挨拶



議長を務める太田貞男総代



採決の様子



総代会の様子

役員補欠選挙について

理事（第6被選挙区）の欠員に伴う役員補欠選挙が、8月27日開催の臨時総代会において行われ、定数1名に対し、2名から立候補の届け出があり、投開票の結果、阿部興喜氏が当選しました。

任期は令和6年9月3日から令和9年3月21日までとなります。

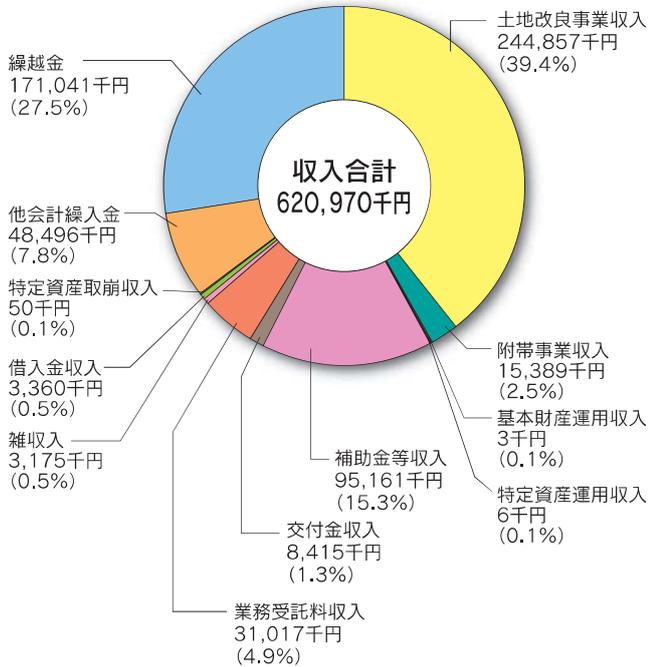
理事 阿部 興喜(第6被選挙区)



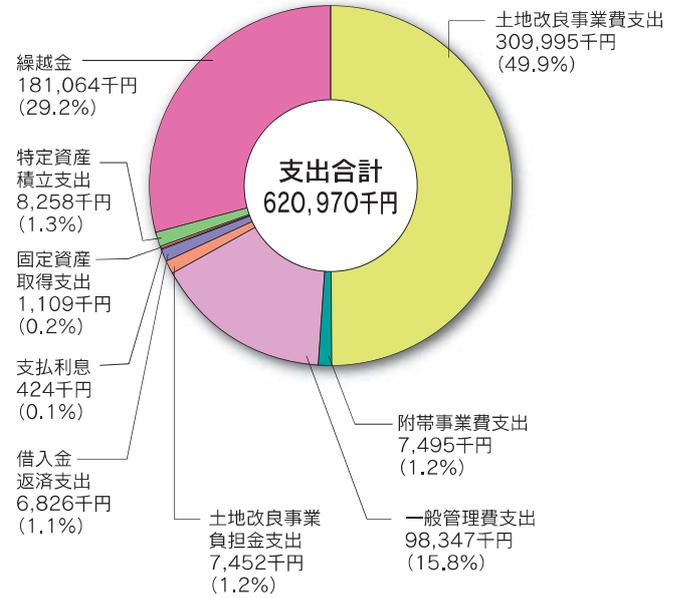
令和5年度 決算額

一般会計 620,970千円

● 収入

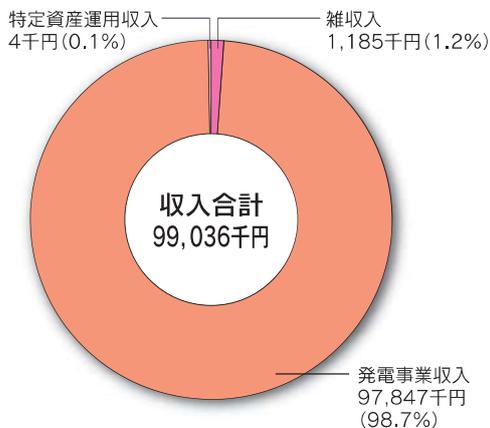


● 支出

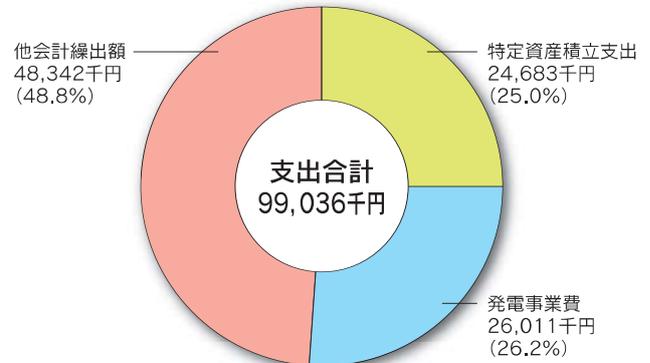


発電事業特別会計 99,036千円

● 収入

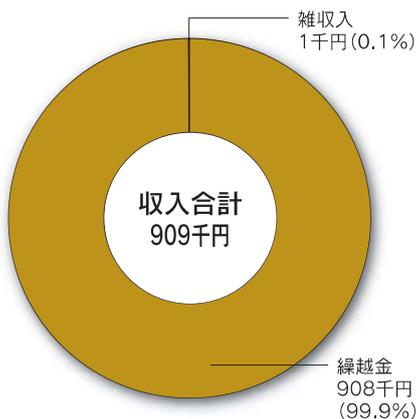


● 支出

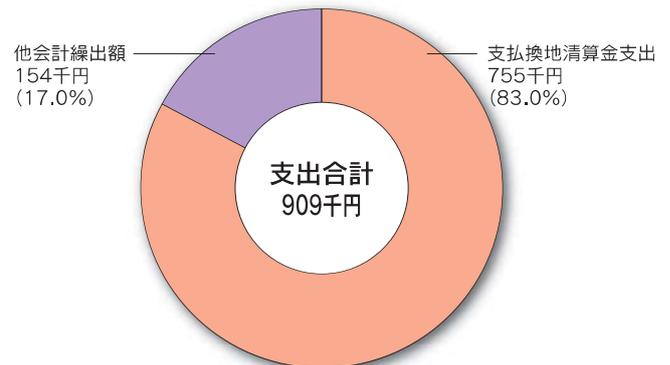


事業特別会計 909千円

● 収入



● 支出



令和5年度 財産目録

令和6年3月31日現在(単位:円)

| Ⅰ 資産の部 | | Ⅱ 負債の部 | |
|---------------|----------------------|---------------|--------------------|
| 1 流動資産 | 252,353,081 | 1 流動負債 | 76,688,771 |
| 現金及び預金 | 228,819,136 | 未払金 | 65,687,466 |
| 未収賦課金等 | 1,852,710 | 預り金 | 3,500,399 |
| 売電未収金 | 5,866,009 | 短期借入金 | 5,993,804 |
| その他未収金 | 15,678,190 | 適正化事業抛出金短期未払金 | 1,353,000 |
| 貯蔵品 | 137,036 | 換地清算金預り金 | 154,102 |
| 2 固定資産 | 6,351,806,264 | 2 固定負債 | 141,110,313 |
| 基本財産 | 12,487,823 | 公庫資金等長期借入金 | 22,020,768 |
| 特定資産 | 6,128,851,501 | 適正化事業抛出金長期未払金 | 627,000 |
| その他固定資産 | 210,466,940 | 職員退職給付引当金 | 113,717,093 |
| 3 繰延資産 | 0 | 役員退任慰労引当金 | 4,745,452 |
| 資産合計 | 6,604,159,345 | 負債合計 | 217,799,084 |

| Ⅲ 正味財産の部 | |
|----------|---------------|
| 正味財産合計 | 6,386,360,261 |

| | |
|------------|---------------|
| 負債及び正味財産合計 | 6,604,159,345 |
|------------|---------------|

令和5年度 貸借対照表

令和6年3月31日現在(単位:円)

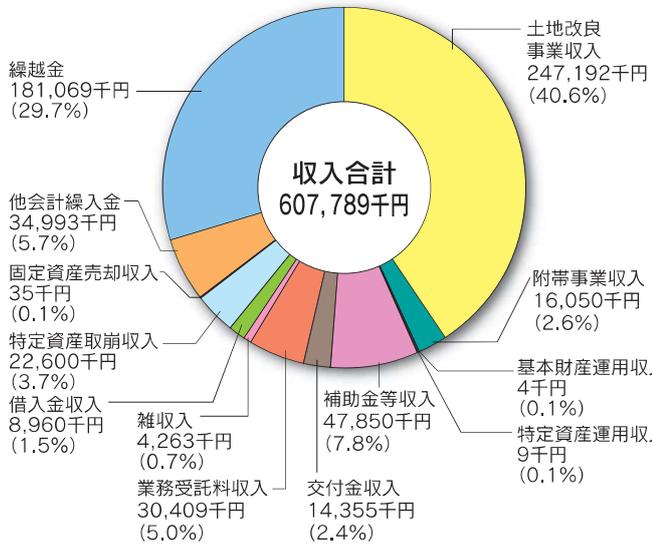
| Ⅰ 資産の部 | | Ⅱ 負債の部 | |
|---------------|----------------------|---------------|--------------------|
| 1 流動資産 | 252,353,081 | 1 流動負債 | 76,688,771 |
| 現金及び預金 | 228,819,136 | 未払金 | 65,687,466 |
| 未収賦課金等 | 1,852,710 | 預り金 | 3,500,399 |
| 売電未収金 | 5,866,009 | 短期借入金 | 5,993,804 |
| その他未収金 | 15,678,190 | 適正化事業抛出金短期未払金 | 1,353,000 |
| 貯蔵品 | 137,036 | 換地清算金預り金 | 154,102 |
| 2 固定資産 | 6,351,806,264 | 2 固定負債 | 141,110,313 |
| (1) 基本財産 | 12,487,823 | 公庫資金等長期借入金 | 22,020,768 |
| 事業積立金 | 12,487,823 | 適正化事業抛出金長期未払金 | 627,000 |
| (2) 特定資産 | 6,128,851,501 | 職員退職給付引当金 | 113,717,093 |
| 所有土地改良施設 | 4,926,083,995 | 役員退任慰労引当金 | 4,745,452 |
| 受託土地改良施設使用収益権 | 168,253,326 | 負債合計 | 217,799,084 |
| 財政調整積立資産 | 185,013,978 | | |
| 職員退職給付引当積立資産 | 113,717,093 | | |
| 役員退任慰労金積立資産 | 4,745,452 | | |
| 転用決済金積立資産 | 719,289 | | |
| 所有土地改良施設 | 493,511,471 | | |
| 建設改良積立資産 | 236,806,897 | | |
| (3) その他固定資産 | 210,466,940 | | |
| 土地 | 62,828,882 | | |
| 建物 | 128,084,647 | | |
| 機械及び装置 | 1,458,824 | | |
| 車両運搬具 | 333,338 | | |
| 器具備品 | 732,339 | | |
| 適正化事業抛出金 | 5,907,000 | | |
| 長期未収賦課金等 | 10,931,910 | | |
| 出資金 | 190,000 | | |
| 3 繰延資産 | 0 | | |
| 資産合計 | 6,604,159,345 | | |

| Ⅲ 正味財産の部 | |
|-------------------|----------------------|
| 1 指定正味財産 | 5,374,117,223 |
| 所有土地改良施設受贈益 | 5,374,117,223 |
| (うち基本財産への充当額) | (0) |
| (うち特定資産への充当額) | (5,374,117,223) |
| 2 一般正味財産 | 1,012,243,038 |
| 一般正味財産 | 1,012,243,038 |
| (うち基本財産への充当額) | (12,487,823) |
| (うち特定資産への充当額) | (636,424,687) |
| 正味財産合計 | 6,386,360,261 |
| 負債及び正味財産合計 | 6,604,159,345 |

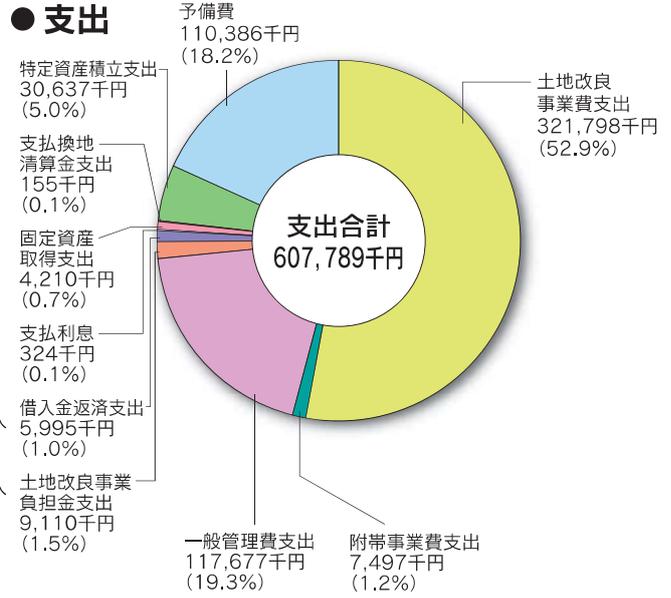
令和6年度 予算額

一般会計 607,789千円

● 収入

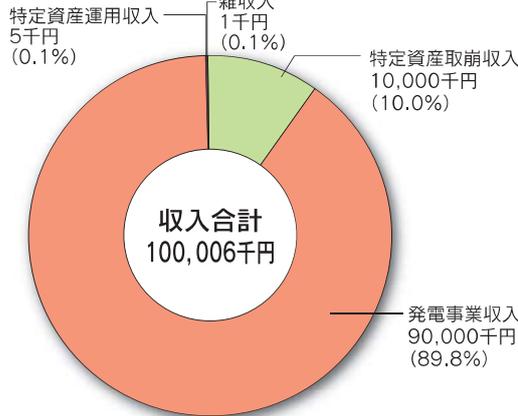


● 支出

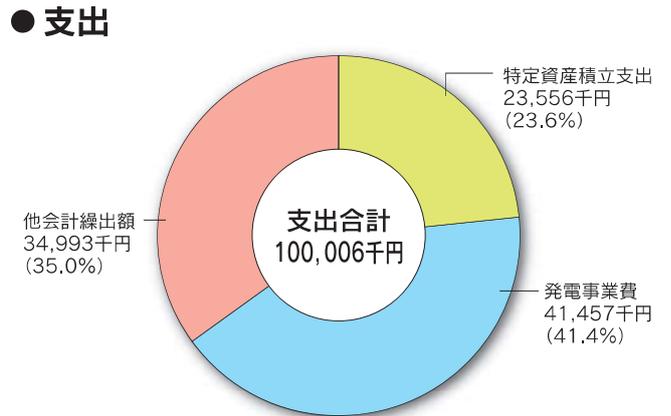


発電事業特別会計 100,006千円

● 収入



● 支出



水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))の実施状況

本事業は宮城県が事業主体となり、令和5年度に新規採択され、国営附帯県営かんがい排水事業亘理用水地区(昭和43年～昭和59年)で造成された岩地蔵取水口及び岩地蔵揚水機場の経年劣化に伴い、用水供給に支障を及ぼす恐れがあることから、令和5年度から令和9年度にかけて工事を実施し、施設全体の機能回復を図る事業となっております。

● 令和5年度に実施した工事内容

1号主ポンプφ1100mm横軸斜流×1台【整備補修】



令和5年度 維持管理工事について

令和5年度に施工した維持管理工事の実施状況について、主な工事をお知らせします。

土地改良施設維持管理適正化事業

工事名 令和5年度 逢隈地区(適正化) 上郡揚水機場機械設備整備補修工事
工事内容 両吸込渦巻ポンプ、モーターの整備



一般維持管理事業

工事名 令和5年度 一般維持管理事業 落し堀承水路土砂浚渫工事
工事内容 排水路の土砂浚渫工事



工事名 令和5年度 一般維持管理事業 新井田川排水路雑物撤去工事
工事内容 排水路の雑物撤去工事



工事名 令和5年度 一般維持管理事業 真庭地区用水路布設替えその1工事
工事内容 用水路の布設替え工事



農業用施設の役割について学習

管内の小学校児童を対象に土地改良施設(用排水路等)の役割や多面的機能についての学習会が開催されました。

学習会においては、巨理地域の用水の歴史や農機具の歴史、水路の役割等を学習しました。併せて、これらの活動を通じ児童たちへ水路の危険性や水難事故防止の周知も図っています。

巨理町立巨理小学校4年生児童

巨理用水見学会(令和6年7月9日実施)
巨理用水について学習しました。



巨理町立逢隈小学校4年生児童

巨理用水見学会(令和6年7月18日実施)
巨理用水や農機具の歴史について学習しました。



山元町立山下第一小学校4年生児童

巨理用水見学会(令和6年8月28日実施)
中央管理所見学会(令和6年8月29日実施)
水路の危険性や土地改良施設について学習しました。

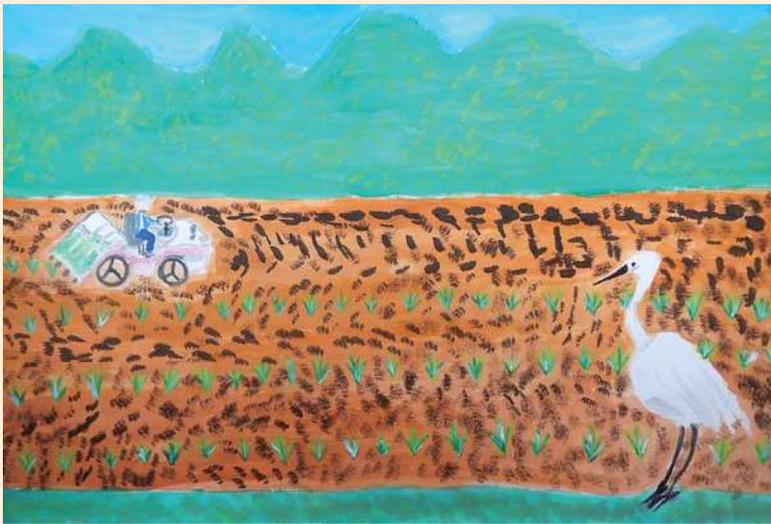


未来へつなごう!ふるさとの^{みどり}水土里子ども絵画展2024

全国水土里ネット主催による「未来へつなごう!ふるさとの^{みどり}水土里子ども絵画展 2024」が開催され、全国から3,000点を超える応募がありました。

当土地改良区管内にある小学校からは6点の作品が寄せられ、審査の結果、亶理町立高屋小学校6年の菅原莉子さんが団体賞(亶理土地改良区理事長賞)に選ばれ、受賞した作品は令和6年12月4日から12月11日の間、東京都美術館に展示されます。

亶理土地改良区理事長賞



作品名「農家の生活」

亶理町立高屋小学校6年生

菅原 莉子さん



田んぼを耕作していない場合は、賦課金は掛からない?

賦課金は土地改良事業の受益地域である農地に賦課されるもので、揚排水機場の運転経費や農業用排水路の維持管理費用等に充てられております。

耕作していない農地についても、土地改良区の地区内に当該農地がある限り、土地改良法に基づき賦課金をお支払いしていただく必要がありますので、ご理解のほどお願いいたします。



お悔やみ

副理事長 阿部 賢一 氏

去る令和6年7月31日、副理事長の阿部賢一氏がご逝去されました。阿部賢一氏は、平成19年2月に亶理郡坂元土地改良区理事に就任され、亶理土地改良区との合併後も理事を歴任し、令和5年3月からは副理事長を務められてきました。本土地改良区の事業運営に、長年に亶り、ご尽力賜りましたことに感謝申し上げます、ここに謹んで哀悼の意を表します。

ご協力お願いします

田んぼの用水は限りある資源 — 有効な水利用を!! —

巨理土地改良区管内の山元町戸花川以北の用水については、阿武隈川から取水し、揚水機場で汲み上げ用水を行っており、幹線用水路や各揚水機場の維持管理、運転経費等は、組合員の皆様からの賦課金によって維持されています。阿武隈川からの取水量、取水期間についても、水利権により定められています。

また、山元町戸花川以南の用水は、ため池や深井戸が主な用水源となっており、深井戸や用水路、各揚水機場の維持管理及び、運転経費についても、同様に組合員の皆様からの賦課金によって維持されています。

このように、田んぼの用水は、組合員の皆様からの賦課金により、維持管理している大切な資源です。限りある資源を有効活用するため、皆様のご協力をお願いします。

尚、台風等により大雨が予想される場合は、事前に用水を停止する場合があります。天候が回復しても排水路の状況により、すぐには通水できない場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

物損事故は届出を!!

交通事故等により土地改良施設を破損させた場合、当事者の負担で復旧することになります。

土地改良施設を破損させた場合、もしくは施設の破損事故等を目撃した場合は、土地改良区までご連絡くださいますようご協力をお願いします。



物損事故の状況

不法投棄は犯罪です!

農業用水路や土地改良施設周辺へのゴミの不法投棄が後を絶ちません。不法に投棄されたゴミは水の流れを障害し、用水不足や越水等の原因になります。

更に、土地改良区が支払うゴミの処理費用も年々増加しており、その費用は貴重な賦課金から支出されます。水路等の土地改良施設は共有の財産であることを認識いただき、絶対にゴミは捨てないようご協力をお願いします。



巨理警察署による現場検証

農作業時の注意点

給水栓付近での機械作業に注意!

トラクターやコンバイン等で農作業中に誤って給水栓を破損させる事例が多く発生しています。また、直接給水栓に当たらなくても、コンクリート柵に接触することによって破損させる場合もあります。破損した場合の修理費用は自己負担となりますので、ご注意願います。



給水栓の破損状況

給水栓操作の注意点!

バルブの開閉時はゆっくり、顔をバルブから離して操作を行ってください。

給水栓にゴミ、砂利等が詰まった場合、一度バルブを全開にし、ゴミ等を取り除いてください。

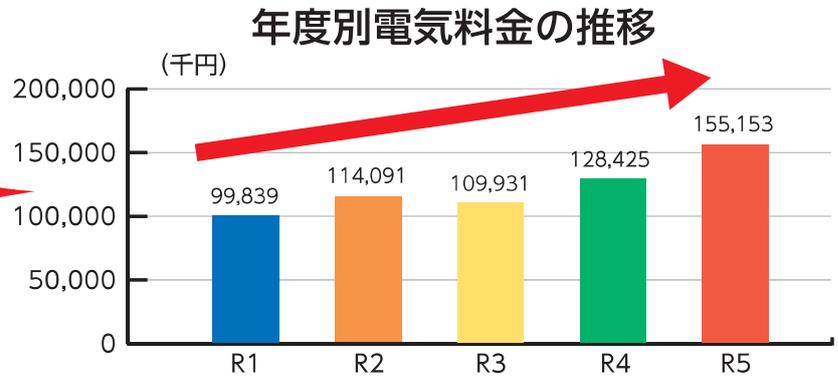
除草作業は安全に!

近年、全国で草刈り作業時の事故や怪我等が報告されています。また、炎天下での作業は熱中症にかかる危険性が高いため、こまめに水分を補給し、事故や怪我等が発生しないよう、安全に作業をお願いします。

土地改良施設の電気料金の推移について

昨今の電気料金の高騰に伴い、当土地改良区の各施設においても電気料金が大幅に増加している状況です。更なる負担増とならぬよう、組合員の皆様におかれましても、引き続き、きめ細やかな水管理をしていただき、来年以降も「節水と節電」に努めていただくようご理解、ご協力をお願いいたします。

令和1年から
令和5年にかけて電気
料金は約1.5倍!

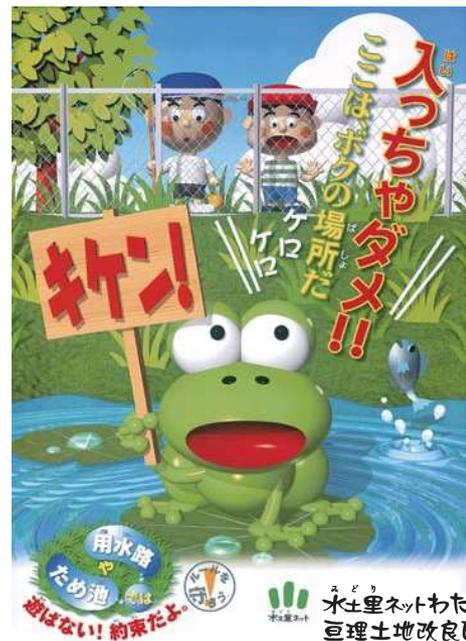


水難事故防止にご協力をお願いします

水路などの 農業用水利施設での 水難事故防止について

毎年田んぼで水を利用する時期になると、子どもたちが水路などでザリガニ取りや魚釣りなどに夢中になり、誤って転落する水難事故が後を絶ちません。このような痛ましい事故を防ぐため、子どもたちが危険な水路などで遊ばないように、地域の皆さんのお声かけをお願いします。

水難事故防止にご協力をお願いします



新規採用職員紹介

巨理土地改良区のこれからを担う新規採用職員を紹介します。



事業課 技師
なか やま ゆう と
中山 優人

～今後の抱負～

今年度より、職員として働いております中山優人です。地元の巨理で働けることに嬉しく思っています。これからも明るく元気に頑張って参りますので、よろしくをお願いいたします。

組合員の皆様へ

こんな時、必ず届出をお願いします。



組合員資格に次の異動がある場合

- 所有権の異動 … 売買・交換
- 耕作権の異動 … 賃貸借・小作者の変更、解約
- 名義変更 …… 相続・贈与等
- 経営移譲 …… 農業者年金受給者
- 住所変更 …… 転居等

以上のようなときは、組合員資格得喪通知書を提出していただきます。

農地を転用(農地以外)する場合

- 農地転用 …

宅地・資材置場等にする場合は、農地転用等の通知及び地区除外申請並びに意見書の交付願を提出し、地区除外決済金を納付していただきます。

その他

- 賦課金等の口座振替 …… 賦課金等の納入は自動振替が便利です。
「口座振替依頼書」の用紙は土地改良区にあります。
取扱金融機関：JAみやぎ亘理・七十七銀行・ゆうちょ銀行
- 賦課金等のコンビニ収納 …… 令和6年度より、現金納付の場合に限り、コンビニエンスストア、スマホアプリ決済により、賦課金等の納付が可能になりました。
希望される場合は、新たに専用の払込取扱票を発行しますので、総務課までお問い合わせください。
- 土地改良施設を使用したいとき …… 宅地進入路、浄化槽排水放流等

※各種届出用紙は土地改良区にありますので、印鑑（シャチハタ以外）をご持参の上、手続きをしてください。

- 市町村・農業委員会及び法務局等の公共機関で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ土地台帳等の異動は行われませんので、ご注意ください。
- 毎年4月1日現在の組合員名簿と土地台帳を基準として賦課しておりますが、不明な点がありましたら、お問い合わせください。
- 売買等で農地の異動の手続きをされる場合、その土地に滞納されている賦課金等があったときは、その滞納金は土地改良法上、新しい組合員に支払い義務が継承されます。